



おやま

2021 おしらせ

6月15日号

No.1483

発行／小山町 編集／地域振興課

〒410-1395 小山町藤曲57-2

TEL0550-76-6135

Eメール chiiki@fuji-oyama.jp

ホームページ <http://www.fuji-oyama.jp/>

東京2020オリンピック開催に合わせて 祝日が移動しています

「2021年限定」の特例で祝日が移動しています。ご自宅のカレンダーは印刷時期の関係で移動前の祝日であることが多いと思います。

オリンピックのスムーズな開催にご理解をお願いします。

日	月	火	水	木	金	土
7/18	19 海の日	20	21	22 海の日	23 スポーツの日	24
25	26	27	28	29	30	31
自転車競技 ロード女子		自転車競技 ロードタイムトライアル				
8/1	2	3	4	5	6	7
男子50km 競歩						
8	9 振替休日	10	11 山の日	12	13 10/11 スポーツの日	14
山の日		オリンピック 閉会式				

7/19
7/22(木)
海の日

7/19
7/23(金)
スポーツの日

8/11
8/8(日)
山の日

募集

自転車競技選手への
応援メッセージ
静岡県オリンピック・パラリンピック推進課

県のオリパラ公式サイト
<https://shizu2020/pref.shizuoka.jp/news/ouen.html>
から応援メッセージを投稿すると、応援がメッセージアルバムになって選手に届けられます。皆さんの応援が選手の力になります！静岡から熱いエールを届けましょう！

問合せ 静岡県オリンピック・パラリンピック推進課
☎054-221-3744

案内

男女共同参画週間

内閣府男女共同参画局

6月23日(水)～29日(火)は「男女共同参画週間」です。

今年度のキャッチフレーズは「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ」です。男性と女性が、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。この機会にぜひ考えてみませんか。

問合せ 生涯学習課 ☎76-5722

案内

豊門会館・西洋館
一般公開

都市整備課

国の登録有形文化財でもある、豊門公園内の豊門会館・西洋館の内部を一般公開します。

とき 6月27日(日)

9:00～16:00

(最終受付時間15:30)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため入館人数は限られます

入館料 無料

問合せ 都市整備課

☎76-6142



冷蔵庫やテレビなど

大型の家具を 「固定」しましょう

大規模地震の負傷原因の30%から50%は、家具などの転倒・落下によるものです。転倒や落下した家具などにつまずいたり、割れた食器やガラスでけがをするなど、家具の転倒は多くの負傷原因となっています。耐震性が優れている新しい住宅であったとしても、地震で家具が倒れないという保証はありません。自分や家族を守るために、家具などの固定をして地震に備えましょう。

■対 象

町内に居住し、住民登録のある世帯

■申請者の負担額

固定台数	高齢者世帯等	その他一般世帯
2台	720円	2,100円
3台	810円	2,400円
4台	900円	2,700円
5台	990円	3,000円

★高齢者世帯等とは

- ・65歳以上だけで暮らしている世帯(単身を含む)
- ・障がい者手帳1級・2級の人と同居している世帯
- ・介護保険要介護3以上の人と同居している世帯
- ・ひとり親世帯

■実施内容

- 被災の可能性が高い寝室と居間にある家具を優先し、2台以上5台までが助成の対象になります。
- 固定作業には、くぎ・ねじ・固定用金具やベルトなどを使用し、家屋の柱・壁や床などの補強は行いません。
- 家具を固定した後は、固定金具の取り外しや家具の移動は行いません。
- 固定作業は、町が委託した業者が行います。

※家具などの固定は、地震発生時の転倒防止を完全に保証するものではありません。固定した家具などの転倒による被害の責任は負いませんのでご了承ください

■手続き

申請書(町のホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入・押印して、危機管理局または役場本庁・最寄りの支所に提出してください。

★申請は1世帯につき1回限りです

★借家やアパートなどに住んでいる人は、家屋の所有者の承諾が必要となります



▲家具固定の例

ベルトを
使用して固定

2市1町地域防災指導者養成講座の受講生募集

自分の地域は自分で守る。目指せ防災士！

地域防災指導者養成講座は、防災に関する知識を身に付けて、日ごろの防災対策の推進や災害発生時の応急対応など、地域の防災指導者になるための知識を学ぶ講座です。今回の講座は、御殿場市、裾野市との2市1町合同開催になります。

防災士の資格取得後は「小山町防災士連絡会」に入会し、町内の防災・減災活動の支援にご協力ください。

■期 間 10月1日(金)、2日(土)、6日(水)、
30日(土)、31日(日)、11月6日(土)、
20日(土)
※右のカリキュラム表をご覧ください

■試験日 11月20日(土)
防災士資格特別カリキュラムと試験

■会 場 総合文化会館1階 菜の花ホール

■対 象 町内在住、通勤している人（自主防災会、
企業などの防災管理者、災害ボランティア、
消防団など）

■定 員 20人程度 ※先着順

■受講料 無 料
※試験・登録料（概ね8,000円）のみは
負担してください

■申込み 7月16日(金)までにFAX、メール、持
参のいずれかで危機管理局にお申し込み
ください。申し込みの際には、住所、氏
名、年齢、性別、電話番号、E-mailアド
レスをお知らせください。

危機管理局 阿多野130 総合文化会館2階
☎76-5715 FAX76-5910
Mail bousai@fuji-oyama.jp

■カリキュラム

10月1日(金) 18:40~20:40	開校式、オリエンテーション、 防災士の役割、行政の災害対策 など
10月2日(土) 9:00~16:40	地震・津波のしくみと被害、防 災対策避難所運営、火山噴火の しくみ、風水害、土砂災害対策 など
10月6日(水) 19:00~20:40	近代の自然災害、地域の復旧と 復興など
10月30日(土) 9:00~12:00 13:00~16:00	救命・救急講習 ※午前または午後のいずれか都 合のよい時間に受講
10月31日(日) 9:00~16:40	災害と交通インフラ、企業防災 と事業継続計画、火災と防火対 策、災害情報の発信・入手、予 報・警報など
11月6日(土) 9:00~16:40	自主防災組織、災害とボラン ティア活動、耐震診断と補強、 ライフライン、災害医療、防災 訓練、避難と避難行動など
11月20日(土) 9:00~14:00	応急対策・危機管理、損害保険 など、閉校式、防災士登録資格 試験



防災情報は緊急情報配信「金太郎メール」で！

自然災害などの防災情報や不審者、犯罪情報といった、皆さんの安心・安全のために、緊急情報配信サービス「金太郎メール」を配信しています。事前登録が必要ですので、右のQRコードから登録をお願いします。



相談	行政相談
	くらし安全課
と き	6月25日(金)
相談員	米山 民恵さん
と き	7月9日(金)
相談員	滝口 正さん
ところ	役場1階 総合相談室
※いずれも	13:00～16:00
問合せ	くらし安全課 ☎76-6130

相談	無料法律相談
	社会福祉協議会
と き	7月14日(水) 13:00～15:00
ところ	健康福祉会館社協相談室
相談員	弁護士による法律相談
定 員	3人(要予約)
問合せ	社会福祉協議会 ☎76-9906

相談	ねんきん相談
	住民福祉課
と き	7月15日(木) 10:30～14:00
ところ	役場1階 打ち合わせ室
相談員	沼津年金事務所職員
予 約	6月30日(水)まで
定 員	6人(要予約)
問合せ	住民福祉課☎76-6100

案内	夏の交通安全県民運動
	くらし安全課
「安全を つなげて広げて 事故ゼロへ」をスローガンに、7月1日(木)～10日(土)まで、夏の交通安全県民運動が実施されます。夏の行楽シーズンは交通量が増える時期です。運転中はすべての座席でシートベルトを着用し、交通ルールとマナーを守り、交通事故のない楽しい夏をお過ごしください。	
問合せ	くらし安全課 ☎76-6130

案内	低所得の子育て世帯生活支援給付金
	こども育成課
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援する給付金を支給します。	
給付金額	対象児童1人につき5万円
《ひとり親世帯》	
○対象となる人	
①～③のいずれかに該当する人	
①令和3年度4月分の児童扶養手当受給者(申請不要)	
②公的年金などを受給しており、令和3年度4月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人(申請必要)	
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている人(申請必要)	
《その他世帯》	
①、②のいずれかに該当し、かつア～ウのいずれかに該当する人	
①令和3年度の住民税(均等割)が非課税の人	
②令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている人	
ア令和3年4月分の児童手当受給者	
イ令和3年4月以降、令和4年3月までに児童手当の認定を受けた人	
ウ令和3年3月31日時点で、平成15年4月2日～平成17年4月1日生まれの児童のみを養育する人	
※その他世帯①かつアに該当する人には案内通知を郵送します。それ以外の該当者は申請が必要です	
問合せ	こども育成課 ☎76-6126

案内	児童手当現況届の提出
	こども育成課
現在児童手当を受給している人は現況届の提出が必要です。現況届は毎年6月に児童手当を引き続き受給する要件を満たしているかを確認するためのものです。	
5月末に郵送している現況届を必ず提出してください。	
提出期限	6月30日(水)
提出場所	こども育成課または各支所
※提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。また、公務員の人は勤務先で手続きをしてください	
問合せ	こども育成課 ☎76-6126

案内	ひとり親家庭等医療費助成制度
	こども育成課
ひとり親家庭等医療費助成制度は、医療機関で受診した費用のうち、保険給付の対象となる医療費の自己負担分を助成する制度です。	
医療機関受診時に自己負担分を支払い、後日還付されます。子ども医療費助成との併用はできません。	
対 象	
ひとり親家庭もしくは両親のいない児童を養育している家庭で、同居家族も含めて所得税が非課税の世帯であり、20歳未満の児童を養育している養育者とその児童	
※ただし、児童の就職などにより受給者に扶養されなくなったり、父または母が婚姻(事実上の婚姻関係含む)の状況になったりした場合は助成を受けることができません	
問合せ	こども育成課 ☎76-6126